

国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業の実施に関する方針等の訂正表（令和6年9月11日）

令和6年8月28日に公表した「国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業 実施方針及び要求水準書（案）」に関し、以下の通り訂正する。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後																																				
1	実施方針	8	第2	3		民間事業者の募集及び選定に関する手順・スケジュール	<p>3 民間事業者の募集及び選定に関する手順・スケジュール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年8月28日</td> <td>実施方針の公表</td> </tr> <tr> <td>令和6年8月28日～</td> <td>設計図書等の閲覧</td> </tr> <tr> <td>令和6年8月28日～</td> <td>実施方針に関する質問・意見の受付</td> </tr> <tr> <td>令和6年9月 4日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和6年9月11日</td> <td>実施方針に関する質問・意見に対する回答の公表</td> </tr> <tr> <td>令和6年9月下旬頃</td> <td>特定事業の選定の公表</td> </tr> <tr> <td>令和6年10月下旬頃</td> <td>入札公告・入札説明書等の公表・交付 入札説明書等に関する</td> </tr> <tr> <td>令和6年11月上旬頃</td> <td>入札説明書等に関する質問の受付（第1回）</td> </tr> </tbody> </table>	日程	実施事項	令和6年8月28日	実施方針の公表	令和6年8月28日～	設計図書等の閲覧	令和6年8月28日～	実施方針に関する質問・意見の受付	令和6年9月 4日		令和6年9月11日	実施方針に関する質問・意見に対する回答の公表	令和6年9月下旬頃	特定事業の選定の公表	令和6年10月下旬頃	入札公告・入札説明書等の公表・交付 入札説明書等に関する	令和6年11月上旬頃	入札説明書等に関する質問の受付（第1回）	<p>3 民間事業者の募集及び選定に関する手順・スケジュール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年8月28日</td> <td>実施方針の公表</td> </tr> <tr> <td>令和6年8月28日～</td> <td>設計図書等の閲覧</td> </tr> <tr> <td>令和6年8月28日～</td> <td>実施方針に関する質問・意見の受付</td> </tr> <tr> <td>令和6年9月 4日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和6年9月11日</td> <td>実施方針に関する質問・意見に対する回答の公表</td> </tr> <tr> <td>令和6年9月下旬頃</td> <td>特定事業の選定の公表</td> </tr> <tr> <td>令和6年10月下旬頃</td> <td>入札公告・入札説明書等の公表・交付</td> </tr> <tr> <td>令和6年11月上旬頃</td> <td>入札説明書等に関する質問の受付（第1回）</td> </tr> </tbody> </table>	日程	実施事項	令和6年8月28日	実施方針の公表	令和6年8月28日～	設計図書等の閲覧	令和6年8月28日～	実施方針に関する質問・意見の受付	令和6年9月 4日		令和6年9月11日	実施方針に関する質問・意見に対する回答の公表	令和6年9月下旬頃	特定事業の選定の公表	令和6年10月下旬頃	入札公告・入札説明書等の公表・交付	令和6年11月上旬頃	入札説明書等に関する質問の受付（第1回）
日程	実施事項																																											
令和6年8月28日	実施方針の公表																																											
令和6年8月28日～	設計図書等の閲覧																																											
令和6年8月28日～	実施方針に関する質問・意見の受付																																											
令和6年9月 4日																																												
令和6年9月11日	実施方針に関する質問・意見に対する回答の公表																																											
令和6年9月下旬頃	特定事業の選定の公表																																											
令和6年10月下旬頃	入札公告・入札説明書等の公表・交付 入札説明書等に関する																																											
令和6年11月上旬頃	入札説明書等に関する質問の受付（第1回）																																											
日程	実施事項																																											
令和6年8月28日	実施方針の公表																																											
令和6年8月28日～	設計図書等の閲覧																																											
令和6年8月28日～	実施方針に関する質問・意見の受付																																											
令和6年9月 4日																																												
令和6年9月11日	実施方針に関する質問・意見に対する回答の公表																																											
令和6年9月下旬頃	特定事業の選定の公表																																											
令和6年10月下旬頃	入札公告・入札説明書等の公表・交付																																											
令和6年11月上旬頃	入札説明書等に関する質問の受付（第1回）																																											
2	要求水準書（案）	10	第2	1	(7)	設計図書等の提出	<p>(7) 設計図書等の提出 事業者は、工事着工予定日の1ヶ月前までに、共通仕様書に基づき以下の設計図書等を作成し、東北地方整備局に提出するものとする。 なお、業務履行中、東北地方整備局より中間成果を求められた場合、速やかに提出するものとする。</p> <p>本業務の設計図書等は電子納品とする。電子納品とは、本業務の最終成果物を電子データで納品することをいう。 提出する成果物は以下のとおりとする。 ①「土木設計業務等の電子納品要領（案）」に基づいて作成した電子データ3部受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省・令和5年3月）」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。上記に記載が無い項目については、東北地方整備局と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【業務編】（国土交通省令和6年3月）」に基づくものとする。</p>	<p>(7) 設計図書等の提出 事業者は、工事着工予定日の1ヶ月前までに、共通仕様書に基づき以下の設計図書等を作成し、東北地方整備局に提出するものとする。 なお、業務履行中、東北地方整備局より中間成果を求められた場合、速やかに提出するものとする。</p> <p>本業務の成果物の納品は、「オンライン電子納品実施要領業務編」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。 オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理システムへのオンラインによる納品を原則とする。 オンラインによる納品が実施できない場合は、東北地方整備局と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</p>																																				
3	要求水準書（案）	14	第2	4	(1)	設計項目	<p>4 詳細設計業務 (1) 設計項目 ① 電線共同溝修正設計</p>	<p>4 詳細設計業務 (1) 設計項目 ① 電線共同溝詳細設計</p>																																				

国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業の実施に関する方針等の訂正表（令和6年9月11日）

令和6年8月28日に公表した「国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業 実施方針及び要求水準書（案）」に関し、以下の通り訂正する。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後																																														
4	要求水準書（案）	19	第3	1	(4)	工事書類簡素化の施行	<p>(4) 工事書類簡素化の施行 本工事は、「工事書類の簡素化」の試行工事である。対象の工事書類および試行内容については、下表のとおりとする。</p> <p>表 工事書類簡素化の試行対象とその内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>項目</th> <th>作成書類削減</th> <th>重複確認廃止</th> <th>試行内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工事中の安全確保</td> <td>現場環境改善</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>実施報告書の作成は不要とする。 ※実施状況写真の確認は、写真管理基準（案）により必要</td> </tr> <tr> <td>足場の設置</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>東北地方整備局は、実施状況記録を確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。</td> </tr> <tr> <td>安全巡視</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>東北地方整備局は、実施状況記録を確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。</td> </tr> <tr> <td>交通安全管理</td> <td>交通誘導警備員</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>東北地方整備局は、検定資格の写しを確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。</td> </tr> </tbody> </table>	大項目	項目	作成書類削減	重複確認廃止	試行内容	工事中の安全確保	現場環境改善	○	-	実施報告書の作成は不要とする。 ※実施状況写真の確認は、写真管理基準（案）により必要	足場の設置	-	○	東北地方整備局は、実施状況記録を確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。	安全巡視	-	○	東北地方整備局は、実施状況記録を確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。	交通安全管理	交通誘導警備員	-	○	東北地方整備局は、検定資格の写しを確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。	<p>(4) 工事書類簡素化の施行 本工事は、「工事書類の簡素化」の試行工事である。対象の工事書類および試行内容については、下表のとおりとする。</p> <p>表 工事書類簡素化の試行対象とその内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>項目</th> <th>作成書類削減</th> <th>重複確認廃止</th> <th>試行内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工事中の安全確保</td> <td>現場環境改善</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>実施報告書の作成は不要とする。 ※実施状況写真の確認は、写真管理基準（案）により必要</td> </tr> <tr> <td>足場の設置</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>東北地方整備局は、実施状況記録を確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。</td> </tr> <tr> <td>安全巡視</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>東北地方整備局は、実施状況記録を確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。</td> </tr> <tr> <td>交通安全管理</td> <td>交通誘導警備員</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>東北地方整備局は、検定資格の写しを確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。</td> </tr> </tbody> </table>	大項目	項目	作成書類削減	重複確認廃止	試行内容	工事中の安全確保	現場環境改善	○	-	実施報告書の作成は不要とする。 ※実施状況写真の確認は、写真管理基準（案）により必要	足場の設置	-	○	東北地方整備局は、実施状況記録を確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。	安全巡視	-	○	東北地方整備局は、実施状況記録を確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。	交通安全管理	交通誘導警備員	-	○	東北地方整備局は、検定資格の写しを確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。
大項目	項目	作成書類削減	重複確認廃止	試行内容																																																		
工事中の安全確保	現場環境改善	○	-	実施報告書の作成は不要とする。 ※実施状況写真の確認は、写真管理基準（案）により必要																																																		
	足場の設置	-	○	東北地方整備局は、実施状況記録を確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。																																																		
	安全巡視	-	○	東北地方整備局は、実施状況記録を確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。																																																		
交通安全管理	交通誘導警備員	-	○	東北地方整備局は、検定資格の写しを確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。																																																		
大項目	項目	作成書類削減	重複確認廃止	試行内容																																																		
工事中の安全確保	現場環境改善	○	-	実施報告書の作成は不要とする。 ※実施状況写真の確認は、写真管理基準（案）により必要																																																		
	足場の設置	-	○	東北地方整備局は、実施状況記録を確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。																																																		
	安全巡視	-	○	東北地方整備局は、実施状況記録を確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。																																																		
交通安全管理	交通誘導警備員	-	○	東北地方整備局は、検定資格の写しを確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。																																																		
5	要求水準書（案）	23	第3	1	(16)	特定建設資材の分別解体等・再資源化等	<p>(16) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等</p> <p>② 再資源化等をする施設の名称及び所在地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定建設資材廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート殻【昼間】</td> <td>㈱佐藤興業 I・Mリサイクルセンター</td> <td>盛岡市手代森18-2-2</td> </tr> <tr> <td>アスファルト殻【昼間】</td> <td>日本道路㈱盛岡中間処理センター</td> <td>盛岡市ミツ割字カラト岩2-10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記②については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。</p>	特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地	コンクリート殻【昼間】	㈱佐藤興業 I・Mリサイクルセンター	盛岡市手代森18-2-2	アスファルト殻【昼間】	日本道路㈱盛岡中間処理センター	盛岡市ミツ割字カラト岩2-10	<p>(16) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等</p> <p>② 再資源化等をする施設の名称及び所在地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定建設資材廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート殻【昼間】</td> <td>㈱佐藤興業 I・Mリサイクルセンター</td> <td>盛岡市手代森18-2-2</td> </tr> <tr> <td>アスファルト殻【昼間】</td> <td>日本道路㈱盛岡中間処理センター</td> <td>盛岡市ミツ割字カラト岩2-10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記②については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。</p>	特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地	コンクリート殻【昼間】	㈱佐藤興業 I・Mリサイクルセンター	盛岡市手代森18-2-2	アスファルト殻【昼間】	日本道路㈱盛岡中間処理センター	盛岡市ミツ割字カラト岩2-10																												
特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地																																																				
コンクリート殻【昼間】	㈱佐藤興業 I・Mリサイクルセンター	盛岡市手代森18-2-2																																																				
アスファルト殻【昼間】	日本道路㈱盛岡中間処理センター	盛岡市ミツ割字カラト岩2-10																																																				
特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地																																																				
コンクリート殻【昼間】	㈱佐藤興業 I・Mリサイクルセンター	盛岡市手代森18-2-2																																																				
アスファルト殻【昼間】	日本道路㈱盛岡中間処理センター	盛岡市ミツ割字カラト岩2-10																																																				
6	要求水準書（案）	25	第3	1	(20)	現場環境改善（快適トイレの設置）	<p>(20) 現場環境改善（快適トイレの実施）</p> <p>【付属品として備えるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ⑧ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置） ⑩ 鏡と手洗器 ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 	<p>(20) 現場環境改善（快適トイレの実施）</p> <p>【付属品として備えるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ⑧ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置） ⑩ 鏡と手洗器 ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 																																														

国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業の実施に関する方針等の訂正表（令和6年9月11日）

令和6年8月28日に公表した「国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業 実施方針及び要求水準書（案）」に関し、以下の通り訂正する。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後								
7	要求水準書 (案)	27	第3	3	(1)	残土受入地	<p>3 工事業務 (1) 残土受入地 残土受入地は東北地方整備局の指示する滝沢市大崎地内（国道4号S51.1kp）に運搬し、敷き均すものとする。</p>	<p>3 工事業務 (1) 残土受入地 残土受入地は東北地方整備局の指示する滝沢市大崎地内（国道4号551.1kp）に運搬し、敷き均すものとする。</p>								
8	要求水準書 (案)	2	別紙1	-	-	用語の定義	<p>別紙1 用語の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者</td> <td>基本協定書に基づいて構成員が本事業の実施のみを目的として会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立した新会社/落札者の代表企業（※SPCを設立しない場合）をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	事業者	基本協定書に基づいて構成員が本事業の実施のみを目的として会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立した新会社/落札者の代表企業（※SPCを設立しない場合）をいう。	<p>別紙1 用語の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者</td> <td>特定事業を実施する民間事業者をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	事業者	特定事業を実施する民間事業者をいう。
用語	定義															
事業者	基本協定書に基づいて構成員が本事業の実施のみを目的として会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立した新会社/落札者の代表企業（※SPCを設立しない場合）をいう。															
用語	定義															
事業者	特定事業を実施する民間事業者をいう。															